

令和5年第7回伊賀市教育委員会 議事日程

令和5年5月23日 10:00～

伊賀市役所 4階 会議室 406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和5年第6回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第31号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の辞職に伴う委嘱に係る専決処分の承認について

議案第32号 訴えの提起について

議案第33号 訴えの提起について

議案第34号 訴えの提起について

議案第35号 訴えの提起について

議案第36号 工事変更契約について

日程第4 議案第37号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第38号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第39号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱について

日程第6 議案第40号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員委嘱にかかる専決処分について

議案第41号 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員委嘱にかかる専決処分について

日程第7 議案第42号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

議案第43号 事業契約の変更について

日程第8 報告説明事項

① 伊賀市各種奨学金について

② 令和5年成人式について

③ 「2023年度 郷土の歴史夜咄会」の開催について

④ 令和5年度子供の読書活動優秀団体文部科学大臣表彰について

⑤ その他

議案第 31 号

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の辞職に伴う委嘱に係る専決
処分の承認について

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の辞職に伴う委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の辞職に伴い、残任期間について委員の委嘱に係る専決処分をしたことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 委嘱期間 令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

議案第 32 号

訴えの提起について

所有権確認請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決が必要なため、下記のとおり検討を求めようとする。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 訴えの相手方

住所	氏名
不明	稲守 茂市
不明	森中 金吉
不明	岩名 儀助
不明	藤山 元兵衛
不明	藤森 利三郎
不明	森内 庄之介
不明	杉濱 常裕
不明	藤濱 貞助
不明	藤濱 熊次郎
不明	森濱 好助

2 訴えの趣旨

別表記載の土地について、伊賀市が所有権を有することを確認する。

3 事件の内容

令和 5 年 3 月 31 日をもって廃校となった旧神戸小学校の跡地の利活用を検討

するに当たり、当該地について確認したところ、登記簿上、個人名義の土地が多数残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校跡地の今後の利活用を進めていく上で、全筆、伊賀市名義として整理しておく必要があるが、別表記載の土地については、登記簿において、表題部登記しかないため名義人の所在が確認できない。

伊賀市（旧上野市）は、伊賀市（旧上野市）立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和 52 年 5 月 31 日の経過をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

項番	所在	地目	地積	登記名義人
土地 1	伊賀市上神戸字白地 89 番	学校用地	370 m ²	稲守 茂市 他 9 名
土地 2	伊賀市上神戸字白地 95 番	学校用地	33 m ²	稲守 茂市 他 9 名
土地 3	伊賀市上神戸字白地 98 番 2	学校用地	59 m ²	稲守 茂市 他 9 名

議案第 33 号

訴えの提起について

所有権確認請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決が必要なため、下記のとおり検討を求めようとする。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 訴えの相手方

住所不明

今中 坂次郎

2 訴えの趣旨

別表記載の土地について、伊賀市が所有権を有することを確認する。

3 事件の内容

令和 5 年 3 月 31 日をもって廃校となった旧神戸小学校の跡地の利活用を検討するに当たり、当該地について確認したところ、登記簿上、個人名義の土地が多数残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校跡地の今後の利活用を進めていく上で、全筆、伊賀市名義として整理しておく必要があるが、別表記載の土地については、登記簿において、表題部登記しかないと名義人の所在が確認できない。

伊賀市（旧上野市）は、伊賀市（旧上野市）立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和 52 年 5 月 31 日の経過をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得した

ものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積	登記名義人
伊賀市上神戸字白地 22 番 3	学校用地	148 m ²	今中 坂次郎

議案第 34 号

訴えの提起について

所有権移転登記手続請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決が必要なため、下記のとおり検討を求めようとする。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 訴えの相手方

住所不明

稲守 平次郎

2 訴えの趣旨

別表記載の土地について、昭和 52 年 5 月 31 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求する。

3 事件の内容

令和 5 年 3 月 31 日をもって廃校となった旧神戸小学校の跡地の利活用を検討するに当たり、当該地について確認したところ、登記簿上、個人名義の土地が多数残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校跡地の今後の利活用を進めていく上で、全筆、伊賀市名義として整理しておく必要があるが、別表記載の土地については、登記簿に記載されている住所の現在の場所が不明であることから名義人の所在が確認できない。

伊賀市（旧上野市）は、伊賀市（旧上野市）立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和 52 年 5 月 31 日の経過

をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積	登記名義人
伊賀市上神戸字白地 96 番	学校用地	26 m ²	稲守 平次郎

議案第 35 号

訴えの提起について

所有権移転登記手続等請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決が必要なため、下記のとおり検討を求めようとする。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 訴えの相手方

住所	氏名
松阪市飯高町田引 1016 番地 3	福守 亀造
不明	藤森 利三郎

2 訴えの趣旨

別表記載の土地について、昭和 52 年 5 月 31 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続及び抵当権設定登記の抹消登記手続を請求する。

3 事件の内容

令和 5 年 3 月 31 日をもって廃校となった旧神戸小学校の跡地の利活用を検討するに当たり、当該地について確認したところ、登記簿上、個人名義の土地が多数残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校跡地の今後の利活用を進めていく上で、全筆、伊賀市名義として整理しておく必要があるが、別表記載の土地については、登記簿に記載されている住所の現在の場所が不明であることから名義人等の所在が確認できない。

伊賀市（旧上野市）は、伊賀市（旧上野市）立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有

の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和 52 年 5 月 31 日の経過をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積	登記名義人
伊賀市上神戸字白地 29 番	学校用地	62 m ²	福守 亀造

議案第 36 号

工事請負契約の変更について

次の工事請負契約の変更について承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 工 事 名 大山田中学校 大規模改造工事（建築主体工事）
- 2 変更内容 別紙のとおり
- 3 その他 令和 5 年 6 月 9 日開会の伊賀市議会へ上程予定

議案第 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 68 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 月 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 工 事 名 大山田中学校 大規模改造工事（建築主体工事）
- 2 契 約 金 額 変更後 金 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
変更前 金 2 4 8, 2 7 0, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2
山一建設株式会社
代表取締役 河野 康之

契約変更に関する調書

契約の名称	大山田中学校 大規模改造工事（建築主体工事）	
相手方	伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2 山一建設株式会社 代表取締役 河野 康之	
契約金額	当初	変更後
	248,270,000 円	000,000,000 円
当初契約年月日	令和 5 年 3 月 2 4 日	
変更仮契約年月日	令和 5 年 ○月 ○日	
完成期限	令和 5 年 1 2 月 1 8 日	
変更理由	令和 5 年 3 月改定の公共工事労務単価の上昇が大きかったことから、伊賀市建設工事標準請負契約約款第 64 条の規定により協議を行った結果、特例措置として、新労務単価に変更することとしたため。	

議案第 37 号

伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

新年度で P T A や地域の役員が交代するため前年度に委員を委嘱することが困難である。また、年度当初から学校いじめ問題相談員として活動をスタートする必要があることから、緊急性を要するため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】

3 委嘱期日 2023（令和 5）年 4 月 1 日から 2024（令和 6）年 3 月 31 日

議案第 38 号

伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

新年度で P T A や地域の役員が交代するため前年度に委員を委嘱することが困難である。また、年度当初から学校運営協議会委員として活動をスタートする必要があることから専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】

3 委嘱期日 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
もしくは令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

議案第 39 号

伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱および任命について

伊賀市青少年センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 252 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 伊賀市青少年センター運営委員会委員の任期満了に伴い、新委員の委嘱および任命を行おうとする。
- 2 委嘱・任命委員 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 委嘱・任命期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

議案第 40 号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画検討委員会委員の委嘱に係る
専決処分の承認について

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画検討委員会委員の委嘱に係る専決
処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委
員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 委員の任期満了に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、
委員の委嘱に係る専決処分を行なったことに対する承認を
求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】
3. 委嘱期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 41 号

伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 委員の市民団体の代表の交代及び人事異動に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行なったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】
3. 委嘱期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 42 号

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例について

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）の一部を改正する条例について下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 上野図書館いがまち図書室が新堂駅前に整備している複合施設に移転することに伴い、位置の変更が必要となったため、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表上野図書館いがまち図書室の項中「下柘植702番地」を「新堂313番地19」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 43 号

事業契約の変更について

伊賀市小学校給食センター整備運営事業事業契約を変更することについて、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 計画に基づき新たな配送校を令和 7 年度及び令和 9 年度に加えることから、増加する調理食数に対応するための除害施設の追加工事が必要であり、その設計業務を実施するため。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 その他 令和 5 年 6 月 9 日開会の伊賀市議会へ上程予定

議案第 号

事業契約の変更について

次のとおり事業契約を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 月 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 契約の目的 伊賀市小学校給食センター整備運営事業
- 2 契約金額 変更後 4, 3 2 7, 7 6 9, 4 8 4 円
変更前 4, 3 2 5, 4 1 7, 6 8 4 円
- 3 契約の相手方 伊賀市緑ヶ丘南町 2332 番地
株式会社伊賀学校給食サービス
代表取締役 下 菌 邦 宏

契約変更に関する調書

契約の名称	伊賀市小学校給食センター整備運営事業事業契約	
契約の相手方	伊賀市緑ヶ丘南町 2332 番地 株式会社伊賀学校給食サービス 代表取締役 下園 邦宏	
契約金額	変更前 (第1回変更契約後)	変更後 (第2回変更契約後)
	4,325,417,684 円	4,327,769,484 円
当初契約年月日	平成30年 6月25日	
第1回変更契約年月日	令和 5年 3月24日	
第2回変更仮契約年月日	令和 5年 5月15日	
事業期間	平成30年6月25日から令和17年3月31日まで	
変更理由	<p>計画に基づき新たな配送校を令和7年度及び令和9年度に加えることから、増加する調理食数に対応するための除害施設の追加工事が必要であり、その設計業務を実施するため。</p>	

令和5年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2023年(令和5年)5月23日(火曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室406
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、中委員、野口委員、滝川事務局長、川北教育総務課長、中釜学校施設室長、茶本学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元氣所長(兼大山田給食センター所長)
4. 傍聴人 : 4人
5. 協議事項 : (議案第31号)伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の辞職に伴う委嘱に係る専決処分の承認について
(議案第32号)訴えの提起について
(議案第33号)訴えの提起について
(議案第34号)訴えの提起について
(議案第35号)訴えの提起について
(議案第36号)工事変更契約について
(議案第37号)伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について
(議案第38号)伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
(議案第39号)伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱について
(議案第40号)市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員委嘱にかかる専決処分について
(議案第41号)伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員委嘱にかかる専決処分について
(議案第42号)伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について
(議案第43号)事業契約の変更について

6. 報告説明事項： ①伊賀市各種奨学金について
②令和5年成人式について
③「2023年度 郷土の歴史夜咄会」の開催について
④令和5年度子供の読書活動優秀団体文部科学大臣表彰について

閉会： 11時20分 署名委員 野口委員

教育長 大変暑くなってきました。各小中学校では運動会、体育祭などを行っています。委員の皆さんには大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、皆さんにお詫びすることがございます。4月に中学校の1年生が、スクールバスで寝ていて降り忘れるという事案があり、バスの委託業者に対して対応させていただきました。報道をご覧になった市民の方にはご心配をおかけしたかと思えます。5月16日の議員全員協議会で報告をしまして、今後一層気をつけてまいりたいと思っております。

また、本日の新聞も見ていただいたかもしれませんが、西部地区市民センターの生涯学習支援員について、サポート詐欺の未遂事案があり、ご迷惑、ご心配をおかけしました。住民自治協議会とともに対応したいと思っております。

いろんな事案がございますので、もう一度所属職員に対しきっちりと指導していきたいと思っております。委員の皆様にはすでにご報告しておりますので、内容についてはここでは申し上げませんが、気をつけていきたいと思っております。

申し訳ございませんでした。

教育長 それでは、これより令和5年第7回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員（委員の過半数）が出席しており会議は成立しております。本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、野口委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、野口委員といたします。よろしくをお願いします。

教育長 日程第2 令和5年第6回伊賀市教育委員会議事録の確認についてでございますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、タブレットに掲載のとおりとすることといたします。

教育長 日程第3 議案第31号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の辞職に伴う委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務長から説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。
議案第 31 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 31 号は、承認されました。

続きまして、議案第 32 号から 35 号、訴えの提起についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 議案を 4 議案に分けてあるのには、何か理由がありますか。

教育総務課長 それぞれの土地の名義人ごとに議案をわけています。今後の対応で、不明となっている名義人が名乗り出てくれる場合などでは、土地ごとに状況が変わることが考えられるため、名義人ごとに整理をさせていただいております。

委員 今までは税制的には問題はなかったということですか。

教育総務課長 はい。学校用地なので課税はされていません。
住所等が追える方々は 69 件ありましたが、こちらからご連絡申し上げて、す

べての方から寄附の了承をいただいたものについては登記をつけかえております。

今議案は、こちらから連絡を取りようがない方について、弁護士さんに相談させていただきたいと考えています。

委員 細かい経緯はわからないということですが、今回跡地利用について調べる以外に、土地の所有に関する調査は日頃はないということかでしょうか。

教育総務課長 なんらかの支払いの契約や賃貸借ということがあれば協議などしていきませんが、そういうものがなければ、これまで調べることはなかったという状況です。

委員 今回は神戸小学校ですが、他の学校や廃校になってそのままになっているところもありますが、これを機会に精査していただいた方がいいのかなと思いますがどうですか。

教育総務課長 すでに廃校となっているところで、同じように市の土地でないところはありません。廃校になる前から、土地の所有者と契約して使用料を払っているものもありますので、そういうところが廃校となる場合には地権者と相談をしていかなくてはいけないと思っています。

教育長 今後の見通しはどうですか。

教育総務課長 廃校になっていて土地が市のものになっていないところについては、廃校は地元に使ってもらっているところもありますが、地元が活用しないところは民間提案制度で活用していただくという方針で去年から進めております。それにあたっては土地のことも整理もしなくてはいけないので、資産経営課とも相談したいと思います。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。採決は1議案ずつ行いたいと思
います。
議案第32号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第32号は、承認されました。

教育長 続きまして、議案第33号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を
求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第33号は、承認されました。

教育長 続きまして、議案第34号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を
求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第34号は、承認されました。

教育長 続きまして、議案第 35 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 35 号は、承認されました。

教育長 続きまして 議案第 36 号 工事変更契約についてを議題といたします。
本議案につきまして、学校施設室長から説明をお願いします。

(学校施設室長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 積算時に、天井裏や床下の状態の予測は難しかったのかということと、増額分は妥当であるのかということについて、どのように審査されているのですか。

学校施設室長 妥当性につきましては、設計時には天井裏であれば点検口から見ることで目視で確認したところ、木の下地で吊り下げられた天井でした。見える限りは問題ないと判断していたのですが、めくってみたところ、一部木下地が腐食していることがわかり、一部だけを直すのではなく、構成下地に直そうと考えています。床下は、アリーナには床下点検口がなく通気口しかないので、そこからのぞいたところ束石は大丈夫ということで設計をしたが、実際は大引きが束石と連結しており金結している金物が腐食していることから、こちらも構成の床地に替えさせていただくことにしました。これらは一般的な仕様でございますので、金額は妥当と判断しています。

教育長 今後どういう状況でどのように進んでいくのか教えてください。

学校施設室長 3階の屋上部分から雨漏りしておりますので、まず屋上の防水を手掛けている

ところでは1階部分のトイレから改修を進めており、体育館もはをめぐって基礎を触っています。管理棟は足場を組んでおり、今後夏休みに壁や床を触る予定です。現状としては遅れはないと考えていますが、これから先の状況によっては工法を変えなくてはいけないかもしれませんので、工期が伸びる可能性はあるかと考えています。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第36号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第36号は、承認されました。

教育長 日程第4 議案第37号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 37 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 37 号は、承認されました。

教育長 続きまして、議案第 38 号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 再任と継続はどう違いますか

教育総務課長 再任というのは2年間の任期を終えて、新たに2年の任期で委員をしてくださる方で、継続というのは昨年から任期が始まった方で2年目の任期ということになります。

委員 継続の方は専決処分の承認は関係ないということですね。

教育長 そうです。新任と再任の方について承認をいただきます。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 38 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 38 号は、承認されました。

教育長 日程第 5、議案第 39 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本議案につきまして、事務局長から説明をお願いします。

(事務局長長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 39 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 39 号は、承認されました。

教育長 日程第 6 議案第 40 号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員委嘱にかかる専決処分についてを議題といたします。
本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 庁舎を図書館として利用することで計画を進めていますが、この 1 年間でどの程度相談などしていますか。

文化財課長 4 年度は、基本設計を策定するにあたり 1 月に 1 度ご意見を伺いました。今後 6 月頃に基本設計を終えるということですので、その過程において必要に応じてご指導いただきたいと思います。

教育長 とりあえず 1 年延ばすということですね。その後はいかがでしょうか。

文化財課長 実施設計を終わった段階で、個別のご指導をいただくことは終わると思います。施工に際してより細かな部分について、会議という形式にはならないかもしれませんが、適宜ご意見を伺うこともあるかと思えます。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 40 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 40 号は、承認されました。

教育長 続きまして、議案第 41 号 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員委嘱にかかる専決処分についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 41 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 41 号は、承認されました。

教育長 日程第 7、議案第 42 号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきまして、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 附則をご覧くださいますと、施行期日は「公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」とあり、何月何日から変わるということではないわけですね。

上野図書館長 そうです。現在、予定地では本体の工事中です。オープンは秋ごろと聞いておりまして、詳細につきましては、BMG、伊賀支所、資産経営課で調整しています。

教育長 移転の日は決まっていないということですね。

上野図書館長 決まっていません。市民の方へは周知をしていく必要があるのですが、少し猶予を持たせた形で、早めの条例改正をさせていただきたく思います。

教育長 条例の改正ですので、この後、市議会に承認いただくということですね。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 42 号に対し、原案ど
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 42 号は、承認されました。

続きまして、議案第 43 号 事業契約の変更についてを議題といたします。
本議案につきまして、給食センターいがっこ元気所長から説明をお願いします。

(給食センターいがっこ元気所長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 除外施設というのは、具体的にどういう施設ですか。

いがっこ元気所長 この地域では、一般家庭は排水を農業集落排水施設に流しますが、給食調
理施設においては排水が水質的に濁りが多いので、農業集落排水施設に流せる基
準まで浄化することが必要で、そのための施設です。

教育長 浄化槽を埋めるということですね。これは 200 何万円でも議会に出さなくてはならないのですね

いがっこ元気所長 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律ということで、もともと議会を通して決まったものは少しでも変更があると議会にかけなければならないということです。

委員 施設的には給食センター 3 カ所ありますが全部でしょうか。

いがっこ元気所長 元気だけです。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 43 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致（挙手多数）でございます。
よって、議案第 43 号は、承認されました。

日程第 8 報告説明事項に移ります。

教育長 事項①番 伊賀市各種奨学金について

教育長 事項②番 令和5年成人式について

教育長 アンケートに答えてくれたのが48人ということで、7.9%の人が答えてくれた中での結果です。実際に見ていただいて、委員さんどうでしたか。

委員 お天気も良くて、5月で着物の方が減るのかなと思いましたが、ほとんどの女の子たちが着物を着てくれて晴れやかでした。

気になったのは、受付だけして帰られた成人の人もいたということで残念だと思いました。せっかくの式ですから中に入って皆さんと話を聞いていただければよかったなと思いますが、それが反抗しているところなのかなと感じました。これまでも成人式を見てきていますが、今回いい感じで成人式ができたのかなと思います。

まとまって行った2回目（式典会場を一箇所にまとめて実施した成人式の2年目）のときに舞台上がった成人がいたということで分散型になっていたかと思えます。そのときには地元の友だちと会えるのは嬉しいが、高校のときの友だちとは会えないのが残念だという意見もあり、そのときには分散型ではなく集合した形で開催してほしいという意見がありました。集合する形になると今度は分散型の形がいいなど、さまざまな話を聞かせてもらっています。今回穏やかに成人式をいい形でしていただき感無量で見させてもらいました。いろいろな意見を踏まえて、来年以降もいい成人式を開催してほしいなと思います。

今回の成人式をしてみて、次回に改善したほうがよいことがあれば聞かせてほしいです。

事務局長 当日運営をした職員に改善点がないかアンケートにより聞いています。まだ結果ができていませんが、今後反映させていきたいなと思っています。

委員 会場内にはゆるキャラがいて、写真を撮れるようになっていましたが、誘導の道順を細かく作りすぎていて、写真のところまで近づく子が少なかったのが残念でした。人が多いので誘導するために道を作ってくれたのだと思いま

すが、バリケードのようになってしまっていたので、写真ポイントに近づく子が少なく残念でした。

事務局長 今回集合開催となって、もっと混雑するのかと考えて道筋を作らせていただきましたが、今回の開催を受けて、来年以降改善していきたいです。

教育長 委員さんどうでしたか。

委員 今年（成人式を）3回して、出席率が全体的に70%を超えて80%近くで、高い出席率で皆さん来てくれたということはよかったなと思いました。18歳の方が参加するとなると親御さんの送り迎えの数が想像以上だったのかなと感じました。車から子どもさんを降ろして見送りたい親御さんと、車から降ろしたい親御さんがいて、それを誘導できない警備員さんが混乱されていたので、誘導を工夫していただくこと、時間の余裕をもって参加していただくようお願いする工夫などがあるといいかなと感じました。

皆さんが喜んでくれるような写真スポットを上手に作ってくれていたのがよかったのですが、中に作ってあったので十分に利用してくれなかったのかなと感じました。中へ中へ誘導するという意味もあってそうされたと思いますが、十分に利用していただけないのであれば、せつかくなら外にスポットを作ってもらってもいいのかなと思いました。

教育長 地域で聞いていただいたりした中では、どうでしたか。

委員 当日は参加できなかったのですが、20歳がよかったという意見もあるものの、大人になるという自覚を持ってもらう契機として20歳の成人式を肯定的にとらえている人も多かったのかなと思います。20歳でいたいという声もあるので、20歳は20歳で同窓会的なものをやってもらえばいいのかなと思っています。こうしてやっていくことで18歳の成人式が定着していくでしょうし、周りの話を聞いているとそんなに否定的な意見は多くはなかったかなと思います。

教育長 実行委員についてはどうか

委員 いい経験ができたというのが第一声でした。みんなのために何かができたということについて、いい経験ができたということでした。

教育長 司会は実行委員さんにお任せしておりましたが、上から見ていただいて、司会についてはどうでしたか。

委員 きちんと役割分担をして、それぞれの実行委員がそれぞれの立場で話していただいている、十分に準備を重ねてくださってやっていただいたんだなと思いました。

教育長 時間についても、1時間をこえないようにと実行委員が考えてくれたものですが、どうでしたでしょう。

委員 皆が分担して実行委員をよくやってくれたと思います。舞台から下りて新成人に質問をしていくというようなこともよかったのかなと思います。久々に会うと、そこで盛り上がって終わってしまうということもあるので、もうちょっと意見を吸い上げてくれてもよかったのかと思いました。

委員 今回の新成人は、この3年間ほど大きな声でお友達と話すということができていない人たちで、それができるようになったとたんの成人式だったので、そういうことも関係したのかなと思いました。第1部、第2部となっていないのですが、(第1部の)式典は成人たる姿を見せる場所、(第2部では)ここは式を楽しむ場所というような、上手なやりよう、楽しみ方を、今回の成人式で学んでいただけたらいいなと感じました。

委員 集合写真が撮れなかったというのが残念だったと聞かせてもらいました。地域の人、集合写真を自分たちの広報紙に載せて成人を迎えたということがこれまではありましたが、地域の人にも見てもらえるような写真があって、これだけの人が成人を迎えましたよということがなかったという意見は聞かせて

もらいました。

委員 今後、この時期にやるとなるとかなり暑い時期になることもあるし、晴れ着は着たいということになると暑さ対策が必要かなと思います。

教育長 事項③番 「2023年度 郷土の歴史夜咄会」の開催について

教育長 事項④番 令和5年度子供の読書活動優秀団体文部科学大臣表彰について

教育長 事項⑤番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

委員 コロナ禍で行先など制限のあった修学旅行は、今年度はどうなっていますか。

学校教育課長 今年度は、制限は特にありませんが、小学校は、京都、奈良、大阪、広島などの学校が多かったのですが、今年は伊勢志摩や熊野などの県内だと考えています。昨年も県内がとてもよかったこともあり、また補助、クーポンが活用できることなどもあり、県内で様子を見るということです。中学校は沖縄や長崎に行っていた学校もあるが、コロナ禍においては、西は広島から東は山梨ぐらいまでで、体調が悪くなくても戻れるという場所、新しい修学旅行先を決めるときには飛行機の利用はやめておこうかということで、2泊3日で十分な学習ができるところがあるということでのそのような形です。もうちょっとすると東京あたりが行先になってくることもあるかもしれませんが、今年は去年と同様になっています。

教育長 1年前から（予約を）取る必要があるのですが、この状況でなかなか見通しをたてて予約することが難しいということもあります。また、小学校では京都へ行くことは一旦やめていました。一般客を入れてしまうので、予約をするのが旅行会社でも難しかったということもあります。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

教育長 それでは、これもちまして、第7回定例会は閉会といたします。議事協力
どうもありがとうございました。

11時 20分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員